

申し込む前に、契約内容をよく確認!

定期購入トラブルに注意

インターネットやSNS等の広告を見て、「お試し価格」で一度だけ購入するつもりだったのが、実際には定期購入契約になっていたという相談が数多く寄せられています。

具体事例

スマートフォンでサプリを初回500円で購入できるという広告を見て申し込んだ。翌月同じ商品が届き、1万円も請求された。注文していないと事業者に連絡したが「定期購入になっているので、4回目の商品が届いてからでないと解約できない。」と言われた。広告の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申込みの際には気がなかった。

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、一旦契約すると定期購入に気付かなかつたという理由だけでは、簡単に解約することはできません。商品を注文する際には、商品の内容や価格だけではなく、購入条件や返品・解約が可能か等、利用規約をしっかりと確認しましょう。困ったときや悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時

☎5217974

富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

☎2512777

消費者ホットライン ☎1188



会社を辞めたら届出は必要?

会社を退職したら、厚生年金保険の資格を喪失するため、20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入手続きをしなければなりません。退職したことがわかる書類を会社から受け取り、市役所窓口で届出を行ってください。扶養になっていた配偶者の方も同様に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 厚生年金資格喪失連絡票(会社からもらうもの)
- 基礎年金番号のわかるもの、又はマイナンバーカード

※再就職が決まっている方でも、次の厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入することになりますので、届出を行ってください。

※転職や退職したことに伴って、国民年金の届出が必要となっていながら未届出と思われる方には、年金事務所から勧奨状によりお知らせします。送付された届書に必要な事項を記入し、市役所窓口へ提出してください。

特例免除制度

退職し、世帯の所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用いただけます。申請の際は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等が必要です。

問合せ先 保険年金課 ☎51-6628
高岡年金事務所 ☎21-4180
(音声案内の②→②番)



※5月26日から戸籍の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されました。フリガナの修正手続きをされた場合は年金の振込ができなくなる可能性があります。日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更のご案内)が届いた場合は、金融機関の窓口などで口座名義(フリガナ)の変更手続きを行ってください。